

京都府と舞鶴市の役割分担

	京 都 府	舞 鶴 市
役 割	安定的な財政運営や効率的な事業の実施の中心的な役割	身近な窓口として、国保証の発行・保険料の賦課・徴収・各種届け出の受け付けなどを行う
資 格 管 理	◆被保険者の資格管理 ◆事務の効率化、標準化、広域化を推進	◆国保証の発行 ◆届け出の受け付け
保 険 料	◆市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 ◆国保事業費納付金を決定	◆保険料の賦課・徴収
保 険 給 付	◆給付に必要な費用を市町村に交付 ◆保険給付の点検	◆高額療養費・療養費・出産育児一時金・葬祭費等保険給付申請の受け付け、給付費の支給決定
保 健 事 業	◆市町村に対して必要な助言・支援	◆特定健診・保健指導の実施 ◆その他、きめ細かい保健事業の実施

国民健康保険の被保険者証（国保証）を更新

現在の国保証の有効期限は3月31日まで。新しい国保証を3月下旬に世帯主あてに送付します。4月1日から、新しい国保証を医療機関に提示してください。また、国保証の資格管理を都道府県単位で行うことになるため様式が一部変更になります。国保証が届いたら、住所・氏名などの記載内容や加入者全員の国保証があるか確認を。次に該当する人は届け出をお願いします。

◆社会保険など、他の健康保険に加入した

⇒社会保険証（コピー可）を持参し届け出を。

◆修学のために住民票を異動し転出した

⇒在学証明書または学生証（コピー可）など、在学中であることがわかる証明書を持参し届け出を。

◆社会福祉施設入所のため住民票を異動し転出した

⇒入所証明書など入所中であることがわかるものを持参し届け出を。

※届け出の際は上記の書類の他に、国保証、認印、世帯主と対象者のマイナンバーのわかるもの、運転免許証など届出人の本人確認ができるものを持参してください。

▶詳しくは、保険医療課（☎66・1003）か西支所保健福祉係（☎77・2263）へ。

後期高齢者・国保加入者 入院時の食事代が変更

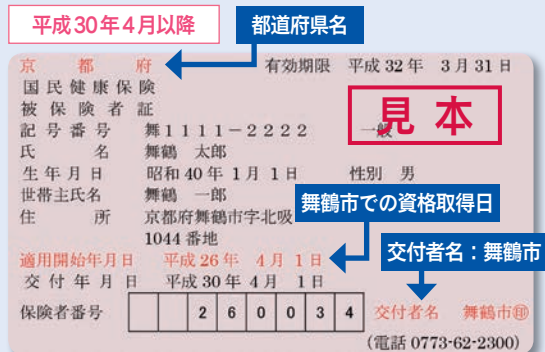
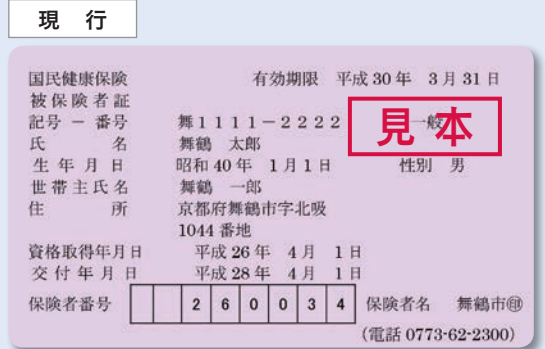
法律の改正により、4月1日から入院時の1食あたりの食事代の自己負担額が変更。対象は後期高齢者医療制度・国民健康保険加入者で入院した人。住民税非課税世帯の人は変更なし。

詳細は右表のとおり。

▶詳しくは、保険医療課（☎66・1075、☎66・1003）か西支所保健福祉係（☎77・2263）へ。

70歳未満		70歳以上	
区分	自己負担額	区分	自己負担額
住民税課税世帯(ア.イ.ウ.エ)	360円 ⇒460円(※1)	住民税課税世帯(一般)	360円 ⇒460円(※1)
住民税非課税世帯(オ)	210円(※2)	住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ(※2)	210円(※2)
		住民税非課税世帯 低所得者Ⅰ(※3)	100円

※1 難病や小児慢性特定疾患の方などは260円。
※2 認定証の申請が必要。90日を超える入院となった場合は申請により160円。
※3 認定証の申請が必要。



《主な変更点》
これまでは各市町村が個別に保険給付費を推計し、保険料額を決定していました。今後、京都府が各市町村ごとの医療費水準や

保険料の算定方法の変更

そこで、国保制度の財政安定化を図るため、市町村が個別に運営していた同制度は、平成30年4月から都道府県が財政運営の中心的な役割を担うことになりました。これにより都道府県と市町村がともに国保の保険者となり、それぞれの役割を担うことで、都道府県内での支え合いとリスクの分散、サービス機能の拡充、保険者機能の強化を図ります（府と市の役割分担は左ページ上表のとおり）。同制度の今後の保険料、府と市の役割分担については次のとおりです。

高額療養費の多数該当の通算方法が変更

《主な変更点》
高額療養費制度では、1年間のうちに高額療養費の支給が4回以上あった場合（多数該当）、自己負担限度額が低くなります。これまでは、違う市町村に住所を異動した場合、国保の資格を喪失するため高額療養費の支給回数を通算することができませんでした。今後、都道府県単位で資格管理を行うため、世帯の構成に変更がなければ支給回数を継続できるようにします。

《変わらないこと》
◆高額療養費をはじめ、療養費・出産一時金・葬祭費などの保険給付の届け出や問い合わせ窓口は、これまでどおり舞鶴市です。

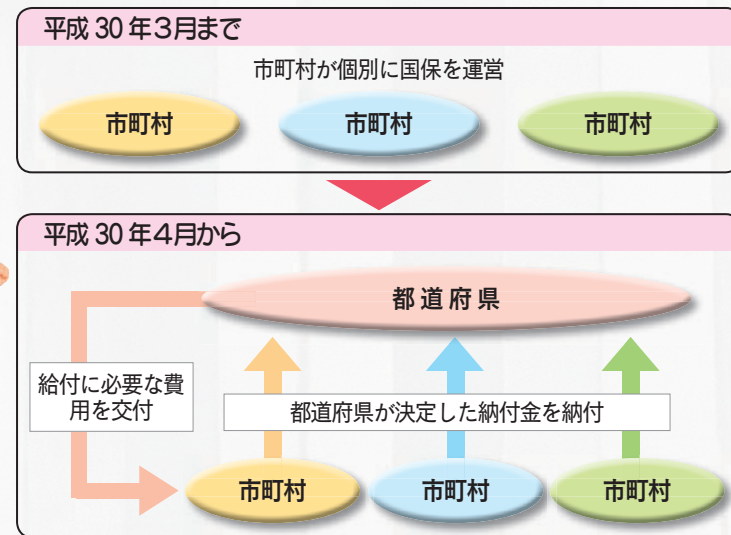
国民健康保険制度が変更 平成30年4月から
市と府が保険者として運営

所得水準を考慮した「納付金」を決定。これを基礎にして各市町村の保険料額が決定します。

《変わらないこと》
◆保険料の賦課・徴収の問い合わせ先などの窓口は、これまでどおり舞鶴市です。
◆口座振替で納付している人は、口座の再登録をする必要はありません。



【運営主体の主な変更】



きめ細かい保健事業の実施

増加する医療費を適正なものとするため、健康づくりや生活習慣病の予防、適正受診を進める働きかけを、より積極的に行っていきます。
◆特定健診の受診率向上（受診場所の拡大など）
◆重症化予防の推進
◆ジェネリック医薬品の利用促進 など
▼国民健康保険に関するお問い合わせは、保険医療課（☎66・1003）へ。